

船体検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

船体検査に関する事項

改正理由

IACS は、就航後の船舶の検査に関する要件として IACS 統一規則 Z7, Z7.1 及び Z7.2 (Z7 シリーズ) 並びに Z10.1 から Z10.5 (Z10 シリーズ) を規定しており、これらの要件は本会規則に取り入れられている。

このうち、船体検査に関する事項の一部について、要件の取り扱いが明確でないとの指摘があることから、それら要件を明確にするため、所要の関連規定を改めた。

また、クロスフラiddiing設備の検査の要件については国内法の取り扱いに基づき本会規則に規定しているが、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船に設けられるクロスフラiddiing設備についても上記と同様の取り扱いとなるよう関連規定を改めた。

改正内容

主要な改正点は以下の通り。

- (1) 製造中登録検査において、水位検知警報装置及び排水設備の効力試験を行うときには検査員の立会が必要となる旨を明記した。
- (2) 製造中登録検査において要求される積荷試験の対象船舶から危険化学品ばら積船を除いた。
- (3) 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾玄甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置の効力試験において、射水試験又は同等の試験（年次検査及び中間検査では検査員が必要と認めた場合）を行う必要がある旨を明記した。
- (4) 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の船級維持検査におけるクロスフラiddiing設備の検査について、現状検査を行うことが困難な場合は効力試験に代えることができる旨を規定した。